

## 「改正」教育基本法の採決強行に抗議し、糾弾する

昨日 15 日、参議院本会議に於て自民・公明両党は現行の教育基本法を事実上廃棄し、政府提出による「改正」教育基本法を数の暴力によって審議を打ち切り、可決、成立させた。私たちは衆議院に続く参議院との重ね重ねの採決強行の暴挙に厳しく抗議し、糾弾する。

日本科学者会議はこれまで大会決議、幹事会声明、常任幹事会声明、事務局長談話、各支部声明など、憲法に準じた教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)を変える必要はなく、政府の怠慢によって行政の責任である教育・研究の条件整備が遅らされていることを指摘してきた。

またこの中で、国家が個人の内心に立ち入ったり「愛国心」を強制する問題、義務教育の年限削除の問題、家庭教育への国家介入の問題、初等教育から高等教育まで教育振興基本計画を通じての財政誘導による格差助長・国家統制の危険の問題、教育の国民への直接責任の削除の問題、法を盾に行政介入による教育の自由の侵害の問題など様々角度から政府案の問題点を指摘し、「改正」反対を表明し、徹底した審議により法案の内容を国民の前に明らかにすることを求めてきた。

政府の「やらせ」による世論誘導の露呈や自民党新憲法草案の精神に基づき法案が作成されたという驚くべき事実は、法案提出者としての資格や規範意識の欠如を明らかにした。さらに法律家、教育の専門家や広汎な国民の求める反対や慎重審議の声を無視し、自民・公明両党による単独強行採決は議会制民主主義を否定する歴史的暴挙である。

今後「改正」教育基本法に基づいて行われる様々の法律、政令、省令や指導要領の改正においては憲法との整合性が求められる。

私たちは、憲法に背離する「改正」教育基本法の再改正を求め、憲法の精神・理念に基づいた「人格の完成」、「教育の機会均等」、「男女共学」等の教育の実現を引き続き求めるものである。

2006 年 12 月 16 日

日本科学者会議第 42 期第 3 回常任幹事会